

＜相続財産管理人の選任＞

1 概要

相続人の存在，不存在が明らかでないとき（相続人全員が相続放棄をして，結果として相続する者がいなくなった場合も含まれる。）には，家庭裁判所は，申立てにより，相続財産の管理人を選任します。

相続財産管理人は，被相続人（亡くなった人）の債権者等に対して被相続人の債務を支払うなどして清算を行い，清算後残った財産を国庫に帰属させることになります。

なお，特別縁故者（被相続人と特別の縁故のあった者）に対する相続財産分与がなされる場合もあります。

2 申立人（申立てができる人）

利害関係人（被相続人の債権者，特定遺贈を受けた者，特別縁故者など）

3 申立先

- ・被相続人の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・被相続人の最後の住所地が茨城県内の場合の申立先，郵送提出の場合の宛先は，水戸家庭裁判所管轄一覧表（家事）をご覧ください。
- ・被相続人の最後の住所地が茨城県以外の場合の管轄については，裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域をご覧ください。

4 申立てに必要な費用

- ・収入印紙・・・800 円分
- ・連絡用の郵便切手・・・140 円×1 枚，82 円×10 枚，10 円×10 枚，1 円×10 枚
合計 1,070 円分

（後日，官報公告料が必要になります。具体的な金額は，申立てをしていただいた後に担当者からお知らせさせていただきます。）

5 申立てに必要な書類

- ・申立書 1 通・・・【申立書】・【申立書記載例】を参照
その他添付書類については，別紙「申立てに必要な添付書類」でご確認ください。

(別紙)

申立てに必要な添付書類

<戸籍関係>

【被相続人本人】

- ・被相続人の出生から死亡までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の住民票除票又は戸籍附票

【尊属（養父母含む）】

- ・被相続人の父母の出生から死亡までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
- ・被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

【子（養子含む）がいるとき】

- ・被相続人の子の戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
→子のうち，死亡している者がいるとき
 - ・死亡した子の出生から死亡までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
 - ・代襲者（子の子）がいるとき，その戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

【兄弟姉妹がいるとき（半血兄弟，養方兄弟含む）】

- ・被相続人の兄弟姉妹の戸籍謄本
→兄弟姉妹のうち，死亡している者がいるとき
 - ・死亡した兄弟姉妹の出生から死亡までのすべての戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本
 - ・代襲者（おいめい）がいるとき，その戸籍（除籍，改製原戸籍）謄本

<その他の添付資料>

- ・相続人全員の相続放棄受理証明書
- ・申立人において被相続人との関係での利害関係を証する資料
(賃貸借契約書写し，金銭消費貸借契約書写し等，申立人と被相続人が親族関係の場合には戸籍謄本（全部事項証明書）)
- ・申立人の資格証明書（申立人が法人の場合）
- ・被相続人の財産目録
- ・財産目録に記載した，財産の内容を証する資料
(不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書），預貯金及び有価証券の残高が分かる書類（通帳写し，残高証明書等）等)
- ・相続関係図（可能であれば作成してください）

※ 同じ書類は1通で足ります。

※ 申立前に入手が不可能な戸籍等がある場合は，申立後に追加提出することでも差し支えありません。ただし，被相続人の出生から死亡までの戸籍，被相続人の父母の出生から死亡までの戸籍は必ず揃えてください。

水戸家庭裁判所

- ※ 戸籍等の謄本等は，3 か月以内に発行されたものを提出してください。
- ※ 審理に必要な場合は，このほかの資料の提出をお願いすることがあります。